

長門湯本温泉観光まちづくり推進会議設置要綱

(設置)

第1条 長門湯本温泉観光まちづくり計画（平成28年8月）の推進を図るため、地域の意見及び専門的見地を踏まえて意思決定を行う、長門湯本温泉観光まちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、長門湯本温泉観光まちづくり計画に関し、長門湯本温泉観光まちづくりデザイン会議から提案される内容等について、様々な観点から意見を述べ、長門湯本温泉観光まちづくり計画の推進を図るための意思決定を行う。

(組織)

第3条 推進会議は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、市長をもって充てる。

3 委員は、地域を代表する者、経済団体、有識者、行政機関及びその他推進会議が必要と認める者の中から市長が委嘱する。

(報償)

第4条 委員の報償は、別表のとおりとする。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、3年を超えない範囲で市長が定めるものとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、委員長が招集する。

2 委員がやむを得ない理由により会議に出席できないときは、委任状により代理者を出席させることができることとする。

3 委員長は、審議上必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(会議の議事進行)

第7条 推進会議の議事は、委員長が進行する。

(会議の公開)

第 8 条 推進会議は、公開とする。ただし、推進会議の決定により非公開とすることができる。

2 推進会議の会議録は公開とする。ただし、推進会議の決定によりその全部又は一部を非公開とすることができる。

(庶務)

第 9 条 推進会議の庶務は、成長戦略推進課において処理する。

(その他)

第 10 条 この告示に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成 29 年 5 月 9 日から施行する。

別表 (第 4 条関係)

区 分	報 償
長門湯本温泉観光まちづくり推進会議委員	日額 20,000 円 (ただし、市内関係者は 5,000 円)